

## 届出に係る意見・質疑事項

## (1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

イ 【変更】ブルームワールド岩沼 (事務局案：報告事項)

意見・質疑内容	質疑内容に対する回答
【質疑】報告事項で構わないと思われるが、建替を行う際には新たな審議は行うのか。	建替に伴い、基準以上の増床や荷さばき施設の新設など届出が必要な変更が生じた場合には、審議の要否を再度お諮りいたします。
【意見】店舗閉鎖による一時的な駐車場の封鎖であり、減少後の駐車台数も調査結果から満足しているため、報告事項で問題ないと思われる。	
【質疑】ニトリまでの出入距離が長いですが、場内の速度規制は問題ないか。	場内の速度規制は現状実施しておりませんが、現状安全上の問題は発生していません。今後問題が発生した場合には、必要な対策を講じます。
【質疑】B棟北側の「和食まるまつ」との境界は通行できるように見えるが、問題はないか。	今回変更を実施する箇所ではございませんが、通り抜けが可能な状態となっています。こちらの店舗については大規模小売店舗立地法施行以前から存在する店舗で、法施行後に附則第5条第1項による届出を行いました。その際に当該箇所を含めるべきところ、これを含めておりませんでした。通り抜けが可能であることによる交通上の問題はございませんが、実態と乖離しているため、今後、是正のための変更届出を実施します。

ロ 【変更】セラビ白石 （事務局案：報告事項）

意見・質疑内容	質疑内容に対する回答
<p>【意見】営業時間も短くなっていることから、報告事項で構わないと思われる。</p>	
<p>【質疑】騒音について、改めて計算しているが、過去の新設の届出の際に問題はなく、今回も新たに影響が生じるものではないという判断でよいか。</p>	<p>周辺への騒音の影響自体に大きな変更はございませんが、出入口4の届出等により、車路や騒音予測地点が変更となったことから、再予測を実施しているものです。</p>
<p>【意見】出入口4については、既に設置されている状況であるが、関係機関との協議済であり、現状問題がないのであれば報告事項で問題ないと思われる。</p>	
<p>【質疑】騒音予測地点A8について、予測上の騒音源が通路上であり、駐車車両の出入れがあった場合には、理論上基準を超える恐れがある。一方、荷捌き車両の軌跡がちょうどその部分の駐車場のマス目4台に重なっており、使用不可と考えられるため、その部分の駐車マスが減らし、騒音防止策を講じてはどうか。</p>	<p>荷さばき施設3の搬入は営業時間外に実施するので駐車場利用上の問題はございませんが、騒音対策として、住居に隣接する駐車マス4台分を駐車禁止とします。</p>

ハ 【変更】スーパーセンタートライアル塩釜店 （事務局案：審議事項）

意見・質疑内容	質疑内容に対する回答
<p>【意見】24時間営業に変更となることから、騒音などの問題が懸念されること、また、出入口の数の変更が生じることから、説明が必要と考えられるため、審議事項として取り扱うべきと考える。</p>	
<p>【意見】24時間営業という大きな変更があるため、審議が必要と思われる。</p>	
<p>【質疑】夜間の騒音レベル最大値の超過については、騒音対策が必要と考えられる。住宅地側の入り口を夜間閉鎖してはどうか。</p>	<p>夜間の閉鎖はしませんが、開店後に苦情等が発生した場合には、出入口閉鎖等の騒音対策を検討します。</p>

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ 【変更】サンデー塩釜店・ドラッグストアモリ塩竈市新浜町店

意見・質疑内容	質疑内容に対する回答
<p>【質疑】店舗西側に隣接している老人ホーム付近の騒音予測点D地点において、搬入車両の徐行運転による騒音対策がなされない場合、夜間騒音レベル最大値が基準を超過するが、防音フェンス等を設置する予定はあるか。</p>	<p>新設されるB棟（ドラッグストアモリ）付近の予測点D地点における基準超過の原因となる音源が既存で営業しているA棟（サンデー）側の荷さばき施設 No.2 から発生しているものであり、現状周辺の方から苦情等もないため、今のところは遮音壁の設置も含め、追加の騒音対策の予定はありません。</p>
<p>【質疑】B棟前面にある従業員駐車場ほどの程度利用されるのか。</p>	<p>およそ半分程度利用する予定です。</p>
<p>【質疑】店舗は交通量の多い国道45号線に面しているが、出入口に関して、現状誘導のための案内看板は出ているか。</p>	<p>B棟側にあたる入口 No.5 及び出口 No.4 について、今回の変更で入口専用、出口専用という形とするため、その旨及び右折入出庫を抑制する看板の設置を予定しています。</p>
<p>【質疑】B棟が24時間営業で、A棟は午後9時までの営業だが、夜間の進入禁止対策についてはどのようなになっているか。</p>	<p>敷地内のA棟とB棟の間にバリカー（夜間施錠）を2箇所設置し、営業時間にあわせて、管理して棲み分けしていく形で計画しています。</p>
<p>【質疑】騒音予測点D地点については、新設されるB棟付近であるが、夜間騒音レベル最大値の基準超過の原因となる音源は、A棟付近の荷さばき施設から発生しているということか。</p>	<p>はい。B棟は24時間営業ですが、B棟側の荷さばき施設 No.3 は夜間帯の荷さばきを実施しません。A棟用の荷さばき No.2 は夜間利用するため、予測の対象となります。距離的にはD地点から120m程度離れていますが、計算上基準値を超過してしまう数値となっています。</p>
<p>【質疑】騒音予測点D地点の夜間騒音予測にあたっては、B棟側の車両走行音や室外機などの影響も考慮しているか。</p>	<p>はい。B棟側の車両走行音や夜間稼働する設備を含めて騒音予測を行い、それらについては、夜間騒音レベル最大値の基準を満たしています。</p>
<p>【質疑】交通協議について、警察や道路管理者から意見が複数ついているが、これらについては基本的に全て対応済みか。</p>	<p>はい。頂いた御指摘や御意見については対応し、届出に反映しております。</p>

<p>【質疑】通学路が一部かかるとのことだが、どのあたりか。</p>	<p>通学路自体は西側の市道側で一部指定区間がございますが、現状計画地周辺の利用者は0人となっております。</p>
<p>【質疑】A棟西側に調整池があるが、どのような状況となっているのか。また、今後利用するのか。</p>	<p>下がコンクリートで作られており、2m以上のフェンスで囲まれています。中の清掃を実施した後、今後も利用していく予定です。</p>
<p>【質疑】新たに申請があるB棟側の荷さばき施設 No. 3 については、通常の走行で騒音基準を満たしておらず、単なる10km/h 走行制限以外にも他に対策を講じない限り夜間の使用は控えて頂くのが適切と考えられる。</p> <p>また、お年寄りの方は昼間にも寝ることも多いと思われるため、荷さばき施設 No3 については、バックブザーを使わず、夜間の搬入は極力避けるとともに、駐車場の空き状況に応じて一般駐車場側を使うなど老人ホームに騒音がかからない様な配慮をお願いしたい。</p>	<p>新たに申請するB棟側の荷さばき施設 No. 3 の荷さばき可能時間帯は午前6時～午後10時であり、夜間の時間帯の利用予定はありません。夜間に係る荷さばき作業の騒音は、現在実施されている荷さばき施設 No. 2 のものとなります。</p> <p>荷さばき施設 No. 3 において、後進警報ブザーを切るなど、業者及び作業員には騒音防止の意識を徹底させるとともに、今後、苦情等が発生した際には発生源対策を含め、誠意をもって対応します。</p>

ロ 【変更】（仮称）新太子堂北複合商業施設

意見・質疑内容	回答
<p>【質疑】計画地東側が図書館、北側が学校だが、周辺道路で通学路にかかるところはあるか。</p>	<p>近隣に小学校と中学校があるため、出入口1（店舗北側）及び出入口2（店舗東側）が面する道路は通学路となります。</p>
<p>【質疑】出入口1の前を通過し、A棟の方で荷さばきを行う車両については、午前8時台も発生するのか。</p>	<p>はい。店舗の業態がスーパーマーケットになるので、かなりの台数が朝から夕方まで入ってくる形になります。</p>
<p>【質疑】荷さばき車両や来客車両により、周辺道路の交通量がある程度発生することについて、近隣の学校などに伝えているか。</p>	<p>直接小学校や中学校に連絡はしていませんが、このような店舗になるという説明はできると思います。業務用出入口は多くの台数が行き交う形となりますので、事業者に対して、通学時間帯はなるべく避けるよう依頼することやその時間帯は必ず出入口に従業員が立って誘導する等の対策はできると思います。</p>
<p>【質疑】B棟の廃棄物保管施設が店舗裏に設置されているが、搬出する場合は店舗前面の荷さばき施設②まで運ぶということか。</p>	<p>はい。実際に出てくるごみの量は袋で数個ほどなので、手で持って荷さばき施設まで運びます。</p>
<p>【質疑】A棟の西側の歩行者専用道路は公道か。また、この道路と店舗計画地の間にフェンス等はあるのか。</p>	<p>公道であり、車両は通行できない道路です。また、フェンスはありませんが、道路と道路に隣接する建物との距離がかなり近く、簡単には行き来できないようになっています。</p>
<p>【質疑】出入口2及び3については、右折入出庫はさせない形か。また、出入口2及び3付近のポストコーン今回の出店に合わせて設置するものか。</p>	<p>交通管理者から、出入口2及び3における右折は危険であるため、ポストコーンを設置して、物理的に右折をさせないという指導があったため、今回設置するものです。</p>
<p>【質疑】出入口1は右折入出庫可能という形になるのか。</p>	<p>はい。ここの右折入出庫を禁止すると、全ての出入口が左折入出庫となり、特に北側方面にお帰りになるお客様の動線が確保できないため、右折入出庫可能としております。</p>
<p>【質疑】駐車場利用時間帯が午前7時30分から午後10時までとなっているが、それ以外の時間帯は駐車場を閉鎖するのか。</p>	<p>利用時間外は出入口をチェーン等で閉鎖します。</p>